

「本校のいじめ防止の取組」について

法による「いじめ」の定義について

いじめは、いじめ防止対策推進法によって「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されています。

社会通念上のいわゆる「いじめ」だけでなく、従来では「けんか」や「お互い様」「ふざけただけ」と捉えていたような人間関係によるトラブルを含めて「いじめ」と捉え早期に対応することが重要です。

すべての児童が安全・安心な学校生活を送るために、今の「いじめ」の定義があります。

令和7年度の本校の「いじめ認知件数」について (令和7年11月末現在)

いじめは、「覗き込まないと見えません」。軽微なものも含めて積極的に認知することによって、いじめの重篤化を防ぎます。今年度、東京都教育庁により「いじめ総合対策【第3次】」が策定され、校内でもいじめ防止に関する研修をより一層充実させることで、積極的にいじめを認知し、早期対応ができるよう取り組んでまいりました。

令和7年度の本校のいじめ認知件数は、昨年度と比較しても依然として多い傾向にあります。いじめ防止対策推進法の定義に基づき、「学校いじめ対策委員会」において、積極的にいじめを認知している結果です。認知した内容については、児童から話を聞き、当該児童に指導を行っており、必要に応じて管理職や生活指導部と連携して組織的に対応を行っています。

今後も、引き続き「いじめ見逃しゼロ」を目指し、いじめの早期発見・早期対応を行ってまいります。

本校の「いじめ防止の取組」について

本校では、学校いじめ防止基本方針に則り、いじめに組織的に対応しています。

お子様のことでの心配事や違和感を感じたら、ぜひ学級担任に相談してください。「学校いじめ対策委員会」にて組織的に対応していきます。